

17. 住宅用地球温暖化対策設備設置補助金

17. 住宅用地球温暖化対策設備設置補助金

平成 19 年度から行っていた住宅用太陽光発電システム設置補助、平成 23 年度から行っていた家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム設置補助について、見直しを行い、令和元年度より新たに住宅用地球温暖化対策設備設置補助金を設けた。

住宅用地球温暖化対策設備設置補助金は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、自ら居住する住宅にシステムを設置する者に対し、経費の一部を補助するものである。

令和元年度の補助実績については、表 17-1 のとおりである。

表 17-1 住宅用地球温暖化対策設備設置補助実績(令和元年度)

設備	件数	単価	補助額 (県補助金を含む)
① 太陽光	85 件	18,000 円/kW (上限 4kW)	5,740,000 円
② コージェネ	87 件	60,000 円 (定額)	5,220,000 円
③ 蓄電池	247 件	50,000 円 (定額)	12,350,000 円
④ HEMS	148 件	10,000 円 (定額)	1,480,000 円
⑤ V2H	4 件	50,000 円 (定額)	200,000 円
合 計			24,990,000 円

- ① 太陽光は、住宅用太陽光発電システムを示す。
- ② コージェネは、家庭用燃料電池コーチェネレーションシステムを示す。
- ③ 蓄電池は、定置用リチウムイオン蓄電システムを示す。
- ④ HEMS は、家庭用エネルギー管理システムを示す。
- ⑤ V2H は、電気自動車等充給電設備を示す。

(注) ①太陽光は、以下の条件のいずれかを満たす場合のみ対象となる。

- ・③蓄電池及び④HEMS を同時に設置する場合
- ・④HEMS 及び⑤V2H を同時に設置する場合

一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を購入し、住宅に設置する者に対し、その経費の一部を補助することにより、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(補助対象設備)

第3条 この要綱において、補助金の交付対象設備とその概要は以下のとおりとし、補助の要件は別表第1に掲げるものとする。

(1) 住宅用太陽光発電システム

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの

(2) 家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム

燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPG等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの

(3) 定置用リチウムイオン蓄電システム

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの

(4) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

家庭での電力使用量等を自動で測定し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの

(5) 電気自動車等充給電設備（V2H）

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの

(補助金の交付対象者等)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者を除く。

- (1) 自ら居住し、又は居住予定である市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に補助対象設備を新たに設置する者であること。
 - (2) 市内において自ら居住するため、建売住宅供給者から補助対象設備付き新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入しようとする者であること。
- 2 補助対象設備を設置した住宅に住所を有し、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）第5条の規定により、本市の住民として記録されている者であること。
- 3 各補助対象設備に対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の額及び補助対象経費)

第5条 この要綱において、補助金の額及び補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第2項の規定により、補助対象設備に係る設置工事の着手前（建売住宅を購入する場合は当該住宅の引渡し前）に、一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画書（様式第2）
- (2) 補助対象設備に係る経費が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 補助対象設備を設置しようとする住宅の所在地を示した地図
- (4) 補助対象設備設置予定場所の工事着手前の現況が確認できるカラー写真

ただし、建売住宅の場合は、補助対象設備設置場所の住宅全景のカラー写真及び次に挙げるカラー写真とする。

ア 住宅用太陽光発電設備においては、設置した太陽電池モジュールすべてが確認できるもの

イ 家庭用燃料電池システムにおいては、補助対象設備本体と本体に貼付されている燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型式と製造番号が確認できるもの

ウ 定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては、補助対象設備本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるもの

エ 家庭用エネルギー管理システムにおいては、補助対象設備の本体と端末モニターが確認できるもの

オ 電気自動車等充給電設備においては、補助対象設備の本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるもの

(5) 建売住宅の場合は建築確認済証の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定日以後に新築及び既築の場合は補助対象設備の工事に着手することが、又は建売住宅の場合は補助対象設備を設置された建物の引渡しを受けることができる。

(計画変更等の承認)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画変更申請書（様式第4。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、計画変更により補助金の交付申請額を増額することはできない。

2 市長は、変更申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、住宅用地球温暖化対策設備設置補助金変更決定通知書（様式第5）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象設備の設置を完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、住宅用地球温暖化対策設備設置補助金実績報告書（様式第6。以下「報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象設備設置の完了日から起算して30日目が閉庁日の場合はそれ以降直近の開庁日までに報告しなければならない。また3月31日が閉庁日の場合は、当該年度の最後に到来する開庁日までに報告しなければならない。

(1) 住宅用地球温暖化対策設備設置補助金概要書（様式第7）

- (2) 補助対象設備の設置費に係る領収書の写し
 - (3) 住民票の写し（交付決定日以降に発行したものに限る。）
 - (4) 住宅用太陽光発電システムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 電力会社の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し
 - イ 製造者または製造者を代行できる業者の発行する設置枚数分の製造番号と太陽電池モジュール出力が明記された未使用品であることが確認できる出力対比表の写し
 - ウ 設置した太陽電池モジュールすべてが確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に上記のカラー写真を提出している場合は除く。
 - エ システム配置図
 - (5) 家庭用燃料電池コーチェネレーションシステムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 補助対象設備の保証書の写し（補助対象者の氏名、保証の開始日が記載されたもの）
 - イ 補助対象設備本体と本体に貼付されている燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型式と製造番号が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に上記のカラー写真を提出している場合は除く。
 - (6) 定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 補助対象設備の保証書又は出荷証明書の写し（補助対象者の氏名、保証の開始日が記載されたもの）
 - イ 補助対象設備本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に上記のカラー写真を提出している場合は除く。
 - (7) 家庭用エネルギー管理システムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 補助対象設備の保証書又は出荷証明書の写し（補助対象者の氏名、型式と製造番号、保証の開始日が記載されたもの）
 - イ 補助対象設備本体と端末モニターが確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に上記のカラー写真を提出している場合は除く。
 - (8) 電気自動車等充給電設備においては、以下のとおりとする。
 - ア 補助対象設備の保証書の写し（補助対象者の氏名、保証の開始日が記載されたもの）
 - イ 補助対象設備の本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に上記のカラー写真を提出している場合は除く。
 - (9) その他市長が必要と認めたもの
- 2 前項の完了日とは、次に掲げる日のうちで、いずれか遅い日とする。
- (1) 補助対象設備の保証証に記載される保証の開始日（ただし、住宅用太陽光発電設備の場合は、電力会社の発行する「発電設備の系統連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類に記載される系統連系の開始日とする。）
 - (2) 補助対象設備の設置工事に係る支払が完了した日

(交付金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付確定通知書（様式第8）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付請求書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第12条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第17条第1項の規定により、補助対象者は、補助対象設備設置の完了日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第3に規定する耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、又は貸し付けてはならない。

3 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ住宅用地球温暖化対策設備設置補助金処分承認申請書（様式第10）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるとときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象設備を処分する場合は、事後の提出でよいものとする。

4 補助対象者は、取得財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(補助金の決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 第9条第1項に規定する報告書を同項に規定する期限までに提出しないとき。
- (4) この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (5) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(協力)

第14条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて売電量及び買電量データの提供その他の協力を求めることができる。この場合において、補助対象者は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

設備	要件
共通	未使用品であること。
住宅用太陽光電システム	<p>(1) 次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 家庭用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置するものであること。 イ 家庭用エネルギー管理システム及び電気自動車等充給電設備を同時に設置するものであること。 <p>(2) 太陽電池の出力を監視する等により、全自动運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。</p> <p>(3) 構成要素として、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器（サービスブレーカー）、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計から構成されるものであること。ただし、前項を満たすものであれば、これらの構成要素は単体の要素であることを必要としない。</p> <p>(4) 次の各号に規定する要件に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「J E T」という。）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること。また、I E C規格に基づきJ E Tが認証した太陽電池モジュール、又は、I E C E E—P V—F C S制度に加盟している海外認証機関の認証についても同等と判断する。 イ 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（J E A C 8 0 0 1）に準拠していること。 ウ インバータ・保護装置は、「電気設備技術基準の解釈」等に基づく任意認証制度基準に準拠していること。なお、その地域を電力供給区域とする電気事業者が個別に認めたものも認める。

	<p>エ 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。</p> <p>オ 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。</p> <p>(5) 工事、施工にあっては、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（J E A C 8 0 0 1）に準拠していること。</p> <p>(6) 電気事業者と電力受給契約を締結していること。</p> <p>(7) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低压配電線に余剰の電気が逆流されること。</p> <p>(8) 太陽電池の最大出力（補助対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（キロワット表示で小数点以下2桁未満を四捨五入した値とする。）が10キロワット未満であるもの。ただし、増設の場合は、既設分も含めて10キロワット未満であること。</p> <p>(9) 太陽電池の出力を監視する等により、起動及び停止等に関して全自动運転（自動起動・自動停止）を行う機能を有すること。</p>
家庭用燃料電池 コーチェネレーションシステム	国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）により登録されているものであること。
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	<p>(1) 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。</p> <p>(2) パソコン等又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。</p>

	<p>(3) 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。</p> <p>(4) 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電システムの設置による発電量及び売電量、蓄電池の設置による充電量及び放電量のいずれかを計測し、蓄積できる場合はその限りではない。</p> <p>(5) 1つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。</p> <p>(6) 太陽光発電システム等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できること。</p> <p>(7) 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）。</p>
電気自動車等 充給電設備 (V2H)	国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人性世代自動車振興センターより登録されているものであること。

別表第2（第5条関係）

設備	補助金の額 (当該額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)
住宅用太陽光発電システム	補助対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(キロワット表示で小数点以下2桁未満を四捨五入した値(その値が4キロワットを超える場合にあっては、4キロワット)とする。)に18,000円を乗じて得た額とする。	太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に関する費用
家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム	定額60,000円とする。	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品他（リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用）、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付、設置工事に関する費用
定置用リチウムイオン蓄電システム	定額50,000円とする。	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成される設備の設置に関する費用
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	定額10,000円とする。	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測装置、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に関する費用

電気自動車等 充給電設備 (V 2 H)	定額 50,000 円とする。	当該補助対象設備の購入、据付け、設置工事に関する費用
----------------------------	-----------------	----------------------------